

○松崎町ホームページ広告取扱要領

平成28年11月22日告示第116号

松崎町ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松崎町のホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 町ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の許容範囲は、松崎町広告掲載要綱（平成28年松崎町告示第115号。以下「要綱」という。）及び松崎町広告掲載基準（平成28年松崎町告示第117号）の規定に準ずるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 広告を掲載するページは、町ホームページのトップページ内の町が指定する位置とする。

2 広告の掲載数は、8 枠以内とする。

(広告の規格)

第5条 掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル 横234ピクセル
- (2) 画像形式 GIF（アニメーションGIF不可）、JPEG又はPNG
- (3) データ容量 4キロバイト以内

(広告の掲載料金)

第6条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1 枠当たり月額3,000円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間（以下「掲載期間」という。）は、月の初日から末日までの1月を単位とし、連続する掲載期間は当該年度の末日までとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 町ホームページへの広告掲載希望者は、原則として掲載を希望する日の1月前までに、松崎町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第9条 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載希望者に対し松崎町ホームページ広告掲載申込結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告掲載料金の納付）

第10条 前条に規定する広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告の掲載を開始する日の10日前までに、第6条に規定する掲載料金を掲載期間に応じて、一括納付するものとする。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、広告の内容等、広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から広告に関して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（広告掲載の取消し）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（1） 広告の内容等が第3条に該当しなくなったと認められるとき。

（2） 広告主が第10条の規定による掲載料金の納付をしないとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、広告掲載の決定を取り消す必要があると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、松崎町ホームページ広告掲載取消通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

（掲載料金の還付）

第13条 既納の掲載料金は、還付しないものとする。ただし、前条第1項第3号の規定による広告掲載の決定を取り消したとき（その事由が広告主の責めに帰すべき事由によらないときに限る。）は、既納の掲載料金の額のうち、町長が広告掲載の決定を取り消した日から期間（その期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）に係る掲載料金に相当する額を還付する。

2 町は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、掲載料金の返還以外の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により掲載料金の還付を受けようとする者は、松崎町ホームページ広告掲載料金還付請求書（様式第4号）により町長に請求するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は広告掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により、広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料金は返還しない。

(広告記載期間の延長)

第15条 広告掲載期間内に、松崎町の都合で町ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第9条関係)

様式第3号(第12条関係)

様式第4号(第13条関係)